

令和3年3月からこちらのポスター・ステッカーを掲示している医療機関・薬局で マイナンバーカードを保険証として利用できるようになります

● ポスター 院内に掲示



● ステッカー 受付や入口に掲示



被保険者様は、ポスター・ステッカーの有無によって、ご利用になる医療機関・薬局で
マイナンバーカードを保険証として利用できるかどうかを確認することができます。

※利用できる医療機関・薬局は順次拡大予定です。

※利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省のホームページで公表予定です。